

# 要 望 書

令和2年11月14日

(NPO)就労継続支援A型事業所協議会  
理事長 萩原 義文

(ホームページ) <http://www.shurou-a.org/>

# (要望書)

現在、全国で就労継続支援A型事業を利用される障害者は、平成22年度の約1万人から、7倍以上となる7.2万人の利用者数があり、障害のある人の就労意欲の一層の高まりの中において、地域で安心して暮らし、活躍できる社会基盤(社会自立支援システム)の重要な役割を担っています。その上で、今般の新型コロナウイルス感染症の流行拡大長期化の影響の中においては、障害のある人が、希望や能力、適正を十分に活かし活躍できる共生社会の実現に向けての取り組みが進む中で大きな不安を抱き、また事業者においても、生産活動や事業報酬等の減少により新たな経営の分岐点を迎え、障害者の働く場が失われかねない状況となっております。そのため、今後においても地域の障害福祉サービスの基盤をしっかりと継続できるよう以下の内容について要望いたします。

## 記

### 1. A型事業者の事業継続に向けた新たなサポート体制の創設について (発注企業サポート制度、公的保険制度の取り扱い)

残念にも、就労継続支援A型事業の現状においては、いまだ全国で7割近くにのぼる事業者の指定基準違反(利用者賃金に必要となる売上高の確保不足)の改善が思うように進んでおらず、赤字体質の事業所に対しての所管自治体からの指導・各種支援等が繰り返し行われている状況下にあります。そうした中で新型コロナウイルス感染症の影響で更なる収支の悪化が発生しており、今まで取引のあった企業等からの受注も厳しいものになっているところです。そのため、福祉関係者に仕事を発注していくだけ中小企業等への新たなサポート制度を創設していただけたらと考えます。

(また併せて会計処理等のルールについての緩和もご検討願います。)

## (参考) A型事業所の現状

経営改善	就労	平均労働時間区分	現状分布
赤字率 が低い ↓	就労率 が高い △	3時間未満	1%
		3時間～4時間未満	14%
		4時間～5時間未満	57%
		5時間～6時間未満	17%
		6時間～7時間未満	7%
		7時間以上	4%
		100%(3,794事業所)	保険適用

また、雇用形態をとり、職業訓練等に取り組むA型事業所で再三指摘される公的保険制度(社会保険)の明確な取り扱い等についても重ねてご検討をお願いします。(別紙参照)

### 2. 福祉人材の育成(研修制度の見直し)

(受講形態のリモート化、期間や会場の拡大)

A型事業所の経営には多くの不安要素(利用者の確保、生産活動収支の改善他)が存在をしておりますが、現状一番不安視をしているのがサービス管理責任者(資格者)の育成と確保です。今般においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、通常行われる研修等(5日間)への受講者数も大幅に狭められました。研修制度の改正(分野の統一、更新研修)もありましたが、サービス管理責任者は事業所の質を高めるリーダー的な存在です。現行制度は資格者が不在であれば報酬が減額となります。リモートやテレワークの形態が進む中、希望者が全員受講できる新しい研修制度のご検討をお願いいたします。

### 3. 新型コロナウイルス感染症に関連した事業者支援等の更なる充実 (マスクやアルコール消毒液、作業設備や送迎車両等の購入費補助)

今年度においては、緊急包括支援交付金等をはじめとし、定期的なマスク、アルコール消毒液、ゴム手袋などの配給もあって、事業者は大変有難い支援を受けているところですが、各種の補助金等の活用に際しては、該当しないケースが多くあります。また、公共交通機関(バス等)を利用し通所されている方が、通勤に不安を感じることから事業所を退所する事例も出てきております。消耗品等の継続した支援と事業者が活用可能な設備等購入の補助支援を是非ともご検討お願いいたします。

#### **4. 次年度における報酬改定等について (質の高い事業者への評価とB型事業との格差是正)**

現在、次年度からの報酬改定(2021年)に向け検討チームの皆様による議論が進められていると存じますが、検討過程の資料を見させていただく中において、これまでの基準と併せた「働く場」としての質を高めている事業所への評価について記述がありました。是非、事業者にモチベーションを感じられる報酬改定を望むと同時に、以前からのB型事業所との報酬格差等(加算面)についても是非とも是正願います。

**以上を要望します。**